

飛 翔

労働保険事務組合
東京SR経営労務センター
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町
3-7-12 清話会ビル4階
☎ 03(3264)0751・FAX 03(3264)0753
URL <https://tokyo-sr.jp>
発行人 亀谷康弘
編集会員委員会



野紺菊（撮影 近藤雅幸）

« 目次 »

謹賀新年	2	◆ ブロック便り ◆	6
会長ごあいさつ	3	◆ 行政窓口情報 ◆	10
◆ 交流のひろば ◆			
株式会社オングストローム			
代表取締役 松岡 正美	4	<ハローワーク飯田橋>	
株式会社マカベ 代表取締役 真壁 宏仁	5	<中央労働基準監督署>	
事務局からのお知らせ			
12			



本年もよろしくお願い申し上げます

会長 龜谷 康弘

副会長 滝口 修一 副会長 平澤 貞三

副会長 山本 昌之 副会長 吉永 晋治 副会長 吉野美奈子

千代田ブロック長 河野 真里
中央ブロック長 原 幸一郎
城西ブロック長 井下 英誉
臨海ブロック長 稲次真樹子
山手ブロック長 大竹 正夫
城北ブロック長 曽布川哲也
城東ブロック長 松山 正光
武藏野ブロック長 吉村 光弘
多摩ブロック長 高橋 祐子

総務委員長 山崎 早苗
業務委員長 金光 仙子
研修委員長 曽布川哲也
IT委員長 佐藤 信
会員委員長 吉野美奈子
綱紀委員長 西嶋 良信



新年のご挨拶

東京SR経営労務センター会長 亀 谷 康 弘

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

会員の皆様には、日頃より当センターの事業運営につきまして、ご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大からほぼ2年、出口の見えない閉塞感を抱えていた日本によく光が見え始めた中で、海外での変異株を含む感染拡大もあり、まだまだ完全なる終息が見えません。今しばらくwithコロナが続きそうですが、今年はbeyondコロナに向けた事業運営を進めたいと思っております。

おかげさまで、事務組合としての本来業務である労働保険料の申告、納付につきましては、徴収の適正化を図り法定納期完納に務めた結果、第1期労働保険料納付率は99%となりました。会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

次に、会員数につきましては、本年度上半期（9月末現在）において、社会保険労務士開業会員と法人会員を合わせますと1,297名、事業主会員は、5,196事業所、8,521事業場となっており、いずれも増加傾向となっています。この中で、社会保険労務士会員に触れさせていただきますと、東京都社会保険労務士会の開業会員と法人社員を合わせますと5,279名となっていますので、加入率は約24.5%ということになります。全国的にも有数の事務組合に発展してきましたが、各事業の充実にはスケールメリットを活かすことが欠かせません。さらに会員数を増やすために、各ブロック長には現任期中に3%増をお願いしたところですが、これには東京都社会保険労務士会及び統括支部・各支部との連携強化が必要です。現在、東京都社会保険労務士会及び関係団体に、色々な場面で当センターの広報の場をくださるようお願いしているところです。会員の皆様にも統括支部・支部の各種行事の際には、新規会員確保のため支部役員の方々との連携にお力添えいただけると幸いです。

また、増大している業務量に対応するため、事務局の組織・人員体制の整備を進めているところです。職員増員にあたり、これまでも事務局内の広大なスペースを奪ってきている紙ベースの書類・資料をデジタル化するための人員確保も考えております。将来にわたり、業務の簡素・効率化にも必要ですので、可能な限りデジタル化を進めていきたいと考えています。

そして、福利厚生に関して、これまでも事務組合として実施できる多種多様な会員支援事業を用意してきています。これらにつきましては、会場での研修会の際などにご案内してきましたが、新型コロナウイルスの影響で研修もオンラインでの開催が続いているので、ご案内できる機会が少なくなっています。この「飛翔」に同封しているパンフレットをご覧いただき、積極的なご利用をお願い申し上げます。今回、あらたに株式会社日本産業医支援機構様のご協力により、産業医のあっせん等を行うこととなりました。こちらも是非ご利用頂ければと存じます。

昨年も総代会、理事会等は書面決議での実施、研修や各委員会活動はオンラインでの実施が続きました。この「飛翔」が皆様のお手元に届いた後も、新型コロナウイルスの感染状況は今執筆している段階ではわかりませんが、各ブロック会議やレクリエーションが企画されています。感染状況が許すようであれば、各種行事に是非ご参加いただき、会員同士懇親を深めていただき、当センターへのご意見・ご要望を頂ける機会となればと思っております。最後になりますが、皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

新しい年、新しい時代へ

城西ブロック

株式会社オングストローム 代表取締役 松岡 正美

弊社は1993年（平成5年）3月、3名で起業しました。イベント企画制作・現場ディレクター・舞台監督・舞台及びテレビ照明・映像演出などの業務を営んでいます。

華やかに見える本番のステージの準備は数か月前から、時には1年以上前から動きはじめます。時間と予算とやりたいことのせめぎあいが繰り返し続けます。

観客の拍手と歓声を全身で浴びた時の高揚感、無事に幕が降りた後の達成感は言葉で表現できません。心の奥底から湧き上がる情熱は体感した人だけが手にする最高の宝物だと思っています。

弊社に営業部はありません。仕事ぶりを認めていただいた方が次の現場へと繋げてくださり続けてきました。職人的な技術の向上と、どのような立場の人とも連携できる人柄を常に要求されます。完成形が無いため満足感は得られません。どんなに頑張っても誰も褒めてくれません。ですが、自分の中で確実に成長したものは輝きを放つ瞬間が来ます。そこが魅力なんだと思います。

「誰かに何かを伝えたい」「感じて欲しい」という思いを形にしたステージを全身で体験していただくことが「価値」であると信じています。そのためにできることをできる限りやってきました。

始まりは小劇場の演劇でした。そしてプラネットアリウムでコンサート。ヨーロッパで舞踏公演ツアー。展示会場で体験型ステージ。客船の照明演出。大人も子供もわくわくする科学イベント。宴会場で企業セミナー。少しづつですが、歩幅とジャンルを広げ続けて間もなく30年を迎

えます。

機材も人材も増え、任せられる業務も拡大し始めて、これから…というときのコロナ禍です。ダメージは小さくありませんでした。

「不要不急」な存在。人を集める現場は真っ先にすべて中止になりました。廃業もやむを得ないと何度も悩みました。

しかし、それでもまだ一人の解雇も出さず頑張っているのは「人の情熱」が消えない限り「エンターテイメントの力」はそこにあると信じているからです。

新しい年になりました。

元には戻れないかもしれません、その日とその時のために今日も機材と自分のメンテナンスを続けています。

◆株式会社オングストローム

<http://www.angstrom.co.jp/>



SDGsの具体的取組みとは？

城東ブロック

株式会社マカベ 代表取締役 真壁 宏仁

当社のある江戸川区では、SDGsを普及・推進するために、地元企業や住民を集め“江戸川区SDGs推進センターによる座談会”を昨秋より行っています。私も知り合いの社長よりお声がけいただき、第一回より参加しているのですが、正直当社で特段何か取組みを行っている訳でもなく、自身も完全なるSDGs初心者であるため、座談会というよりはSDGsとはを一から学ぶ場となっています。

そんな座談会で学んだことは、環境問題や貧困・差別をなくすといったSDGsのメジャーなイメージだけではなく、毎日しっかり朝食を食べたり十分な睡眠時間を取りこともSDGs的行動になるということです。びっくりではありませんか？

もちろんエアコンの温度に気をつけたり食品ロスに注意したりということがSDGs的行動で

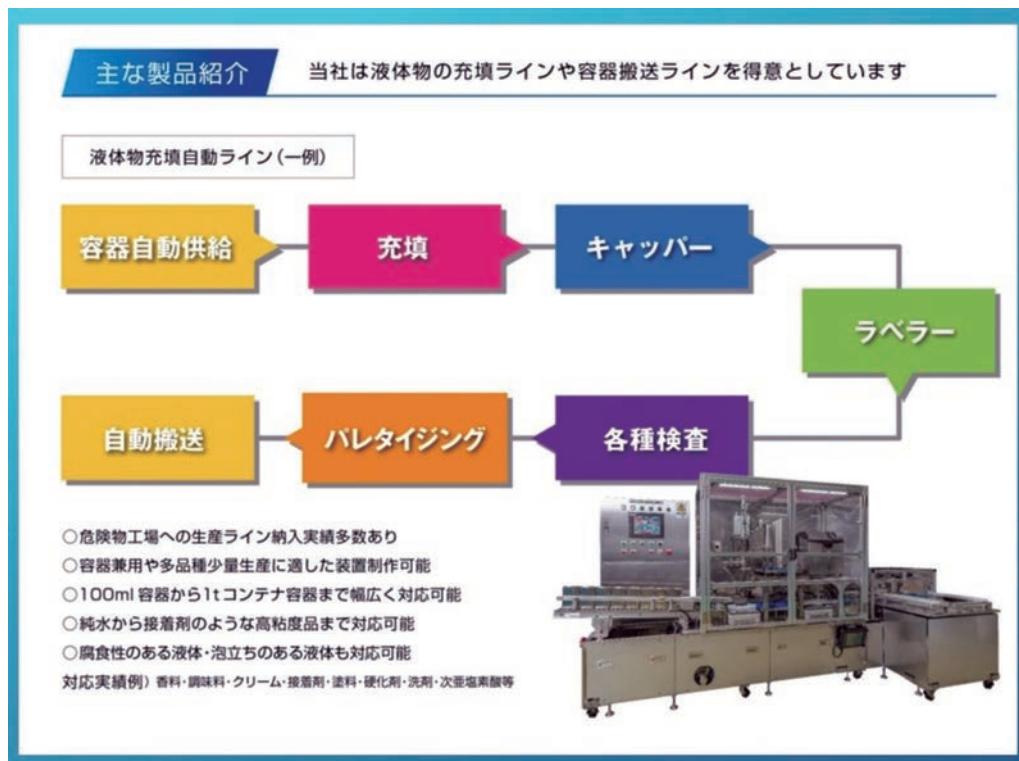
あるというのは、初心者でも知ってはいましたがまさか自身の健康を保つこともSDGsとは！ある意味奥深い…。

SDGsでは2030年までに達成を目指す1から17までの項目が国連で定められていますが、こんな個人の日々の行動や意識も大きな目標に繋がるのですね。どんな大きな目標達成もまずは一つ一つの小さな基本の継続から。そう思い返すいい機会ともなっています。

【会社プロフィール】

株式会社マカベでは、化学・食品工場等で活躍する省力化設備をフルオーダーで設計・製作・施工しています。

詳しくは会社HPまで
<http://www.kk-makabe.com>





昨年を振り返って

千代田ブロック長 河野 真里

昨年はコロナ禍で活動もままならず、毎日通勤するのも気分的にはばかられるほどでした。テレワークが多く企業で実施され、在宅勤務をしているという話を聞くと根が単純なのでうらやましく思っておりました。少しして在宅勤務をさせていると人事評価ができないので出社させることにした会社もありました。社会の変化に対応して旧来の考え方や慣習を急に変えていくことは難しい面も多くあります。ですが頭を固くしないで周囲に目を向け、少しづつでも柔軟にしていけるよう心掛けていかねばならないと実感させられました。IT化など苦手で、できれば紙、人とは直接会って話す方が良いのですがそうも言つていられなくなりました。何の疑問も持たず行ってきたことも変化を受け入れることを心がけていきたいと思います。皆様にお力添えをお願いすることもありますが、ご協力いただければ幸いです。今年もよろしくお願い申し上げます。

演など、実務に直結する情報が多数ございます。またブロック会議では、研修会の他に会員間の情報交換の場を設けておりますので、開催の際は是非ご参加ください。

会員皆様の今後のご発展とご多幸を祈念しまして新年の挨拶とさせていただきます。



変化に備える

城西ブロック長 井下 英誉

少子高齢化による将来の労働人口不足を補うためにデジタル化を進める動きが社会全体で加速していますが、長引くコロナ禍でデジタル化の動きは10年前倒しになったとも言われています。私の事務所でも、生産性向上や付加価値向上を目的にデジタル化に取り組んでいますが、その効果と引き換えにデジタルリスクも増えていると感じます。停電になったら何も使えない、クラウドシステムのサーバー障害があったら業務が止まる等々が代表的ですが、よくよく考えてみると便利さの裏側で自らコントロールできない領域のリスクが増え続けていることに気がつきます。

「リスクを恐れていては何もできんぞ！」と某通信会社のCMでも言っていましたが、一方でリスクを認識することができなければ生き残れないのも世の常です。

変化の激しい時代だからこそ、「最悪を想定して最善を尽くす」の姿勢で、この一年を過ごしたいと思います。



ブロック活動に向けて

臨海ブロック長 稲次真樹子

今期は、アフターコロナを軸足とした活動に注力していくことが肝要と考え、早々にブロック交流会として、オンラインでの「インボイス制度」セミナーを企画した。



会員の皆様へ

中央ブロック長 原 幸一郎

今期も引き続き中央ブロック長を仰せつかりました原幸一郎です。コロナ発生から約2年ワクチン接種も進み、ようやくコロナ禍から解放されつつあるように思われます。この間、緊急事態宣言等の影響で社労士会員の皆様は、多くの企業から助成金をはじめ労務相談等が大幅に増えたのではないでしょうか。一方で、緊急事態宣言等に伴う各種相談を早期に解決させるため、行政への問い合わせや労働諸法令や通達等の確認などで大変なご苦労をされたことと思います。そこでご活用いただきたいのが、東京SRの各種研修制度です。労働局担当者からの法改正の解説や労働問題を得意とする弁護士の講



セミナーの議題や内容を決めたり、集客をしたり、その他周辺の細かい調整などをしてることは得意分野なので、トントンと事を進めていけるのだが、Zoomの設定は勝手がわからず、セミナーを2週間後に控えた今日現在、実は不安でいっぱいである。しかし、ブロック内の委員の皆さんの知恵や力、励ましを受けながら物事を進めていけるこの環境は、1人で悩み考える通常業務とは異なり、とても楽しくやりがいを感じている。まずはオンラインセミナーを開催して実績を作った後、研修以外の親睦行事を企画したり、会員増強や拡大のため支部活動に積極的に関わるなど、私なりのやり方で活動の枝葉を広げていきたい。様々な経験が自身の血となり肉となるようがんばっていきたい。



山手ブロックの活動について

山手ブロック長 大竹 正夫

今期より山手ブロック長を務めさせていただきました。世の中は、ニューノーマル時代の移行期でもあり、ブロック活動の方も従来までとは異なった形になって行くことが予想される中、ブロック長を拝命し、責任の重さと身の引き締まる思いでおります。役員及び会員の皆様からの知恵をお借りしつつ、会員の皆様がブロック活動に積極的に参加できる体制を構築していきたいと思います。

今年度は、2月に安西法律事務所の弁護士の先生2名をお呼びして、ニューノーマル時代の労務管理（予定）と題して研修会、交流会を開催する予定です。研修会の開催方式はパネルディスカッション方式（予定）とし、交流会には弁護士の先生方も参加していただく予定であります。

会員の皆様の積極的なご参加をお願いしますとともに、会員の皆様にとって充実したブロック活動となるよう努めてまいります。



大学生に語り、大学生に学ぶ

城北ブロック長 曽布川哲也

私は、大学で講義をする機会をいただいている。労働・社会保障に関する実務を社労士12人がテーマごとに順番に講義し、期末試験で単位認定する正規授業だ。相当の緊張感をもって臨まねばならない。大学生に、人事や労務の内側を実体験とともに語るこの授業は、大学生にとってかなり刺激的だ。それと同時に実は私たちも彼ら彼女らから刺激をもらっている。将来どんな企業に入ってどんな仕事ができるのか、どんな職場だと自分は力を発揮できるのかと期待と不安をもって受講してくれる。そんな学生達に向かって、経験豊富な社労士が、悩んでも結局やってみないとわからないとか、思い通りにはならないなどと言ってしまいがち。でも、これからという学生に対して、そんな答えってどうだろうか。社労士ってそんなにつまらない人たちか？…否。私たちは経営者の思い描く将来像を実現させる手伝いをしている。だったらあのピュアな大学生と同じ感覚をもって、関与先企業の未来への一助にならねばならないはずだ。自分はどんな力になれるのかと。



更なる高みを求めて

城東ブロック長 松山 正光

前期より引き続き城東ブロック長を仰せつかりました江東支部の松山です。新型コロナウイルス感染真っ最中でありましたが前年度は令和2年11月に、今年度も昨年11月26日に会員拡大の一環としてセンターに未加入の社労士の先生方にもお声がけしながら研修会と懇談会を開催し、コロナ感染者を出すことなく無事終了することが出来ました。参加されました多くの会員の皆様には感染防止にご協力賜り心より感謝申し上げます。

次々と発見される新型コロナウイルス株、こ

のところ南アフリカ由来のオミクロン株のコロナ感染拡大と共に第6波感染拡大の波が心配です。

私はワクチンの接種も昨年6月に第2回目が終了しましたが、オミクロン株によるブレークスルー感染を気にしながら第3回目の接種を一時も早く受けられる事を待ち望んでいるところです。

全国的に2回接種者が7割を超える接種率となり、感染者数も減少し、今後はリアルな活動が可能な環境となっていましたが、今後の感染状況を見ながら次年度は研修の他に今まで実現し得なかった企画で会員の皆様との交流の場を共に模索してまいりたいと思っています。

城東ブロックは東京の東部に縦長に位置し、6区5支部という広域なブロックであります。5つ（5支部）の輪を以ってそれぞれの思いやりと協調で更なる高みを求め、活動してまいりたいと思っています。会員の皆様の更なるご協力をお願いいたします。



武蔵野ブロックの活動について

武蔵野ブロック長 吉村 光弘

武蔵野ブロック長の吉村です。

昨年のブロック研修会・交流会は感染対策を徹底したうえでライブ開催を計画していましたが、年末から感染者が急増したため直前でオンライン開催に切り替えました。

直前の変更にもかかわらず講習をしていただいた弁護士藤堂先生、ブロック役員、事務局の皆様にはあらためて感謝申し上げます。

今年度のブロック会は感染者数も少なくなり、大半の方がワクチン接種をしているということで、多摩ブロックと合同研修会を令和4年3月4日にライブ開催することにしました。多くの方にご参加いただき会員同士の交流、情報交換の場にしたいと思います。

武蔵野ブロックの会員数は私がブロック長になった2年前は80名くらいでしたが、令和3年10月現在102名となりました。今期中に120名に

することを目指します。

今後も皆様の事業発展に役立つ武蔵野ブロックにしていけるよう精進いたしますので、よろしくお願ひいたします。



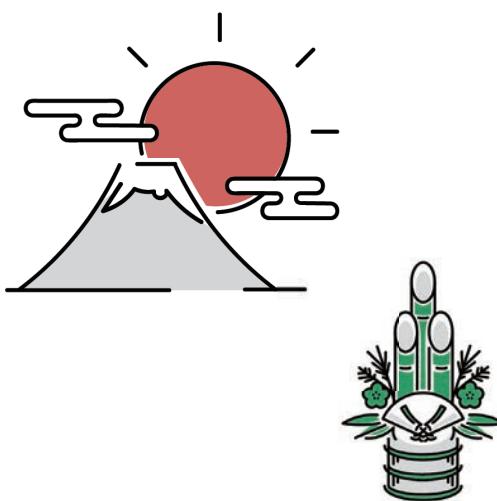
ポストコロナの活動について

多摩ブロック長 高橋 祐子

多摩ブロック長を仰せつかっております高橋です。長引くコロナ禍のなか、皆さんも様々な工夫をしながら事業活動をされていることと思います。リモート環境整備や押印の省略等、業務を取巻く状況の変化が一気に進みつつ、心理的な人と人との距離が縮まらないことに苦慮しております。

ブロック研修会につきましては、感染対策に配慮しながら、集合研修をスタートしてまいります。久しぶりに直接お会いできることが楽しみですし、今後もリモート・対面それぞれの利点を生かして、交流の機会を増やしていかなければと考えております。

就業の仕方の多様化に伴い、労務管理の手法も様々になってくるかと思いますので、皆さんと知恵を絞りつつ研鑽をしてまいりたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。



2021年度

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

- ・社会保険労務士賠償責任保険
- ・事務組合担保保険(特約加入)
(労働保険事務組合業務賠償責任保険)

- ・サイバーリスク保険(特約加入)
- ・情報漏えい保険(特約加入)

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

巧妙な手口で急速に増加しているサイバーリスクへの備えはされていますか?

好評販売中!
サイバーリスク
保険(特約)
最大1億円
までの補償

電子申請化の進展、テレワークの普及などデジタル化の進展とともに急速に高まるサイバー
リスクに対応。不正アクセス(そのおそれも含む)の際の対応費用などを補償。



全国で約7割の開業社労士の先生方にご加入いただいております。

業務を安心して遂行していただくために、未加入の方は必ずこの機会にご検討ください!

この保険は、社会保険労務士業務により発生した不測の事故につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償するものです。さらに、保険会社の同意を得て支出した争訟費用(弁護士費用など)等も補償します。

2021年度よりWebでのお申込みになりました!
加入手続きについては、有限会社エス・アール・サービスHPをご確認ください。

保険期間

2021年12月1日午後4時から2022年12月1日午後4時までの1年間
中途加入も受け付けております。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。よって加入依頼書の受付、保険料集金事務については、同団体にて実施しています。
※この案内は社会保険労務士賠償責任保険制度のうち社会保険労務士賠償責任保険およびサイバーリスク保険(特約加入)の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細はエス・アール・サービスHPに掲載の保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

◎勤務等会員の方には、別途、勤務等用保険がございます(エス・アール・サービスHPの社労士専用ページをご覧ください。)。

お問合せ先 取扱代理店	有限会社 エス・アール・サービス 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10F TEL 03-6225-4873 http://www.sr-service.jp/	引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 担当課: 広域法人部法人第二課 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL 03-3515-4153 三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)
----------------	---	---

全国社会保険労務士会連合会

2021年11月作成 21-TC060



行政窓口情報

ハローワーク飯田橋からのお知らせ

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します 2022年1月1日スタート

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

- 雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高齢被保険者）となることができる制度です。
- マルチ高齢被保険者であった方が失業した場合には、一定の要件を満たせば、高齢求職者給付金を受給することができるようになります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。
加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。

- 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



※ 上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週20時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

基本的な手続の流れ

マルチ高齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要がありますので、事業主の皆さまは、本人からの依頼に基づき、手続に必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。これを受け、本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。

お願いと注意点

- マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、事業主の皆さまの協力が必要不可欠です。労働者から手続に必要な証明を求められた場合は、速やかなご対応をお願いします。
- マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられています。
- マルチジョブホルダーがマルチ高齢被保険者の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生します。

詳細については、厚生労働省の
ホームページをご覧ください ⇒



都道府県労働局・ハローワーク

LL031014保01



中央労働基準監督署からのお知らせ

労働基準監督署への届出や申請は電子申請を利用しましょう

労働基準法等に定められた手続や労働保険に関する手続は労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、「e-Gov（イーガブ）」から、**電子申請を利用**して行うことができます。

届出・申請可能な主な手続

労働基準法、最低賃金法関係	時間外・休日労働に関する協定届（36協定）、就業規則の届出、1年単位の変形労働時間制に関する協定届、最低賃金の減額特例許可申請など
労働保険関係	労働保険年度更新申告書、労働保険関係成立届、労働保険名称、所在地等変更届、労働保険一括有期事業開始届、労働保険一括有期事業報告、労働保険料等還付請求書など

※ e-Gov 電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

※事務組合委託事業所については電子申請のご利用はできません。

簡単・スマートに申請可能です

- インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続ができます。
- 大量の書類への記入も、電子申請ならスマートに入力できます。

導入も簡単です

- マイナンバーカードや住民基本台帳カードを使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。
※ただし、ICカードリーダーライタ（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要になります。
- 上記の届出申請について社会保険労務士が提出代行を行う場合、提出代行に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略することができます。

電子申請の事前準備・申請方法

- 電子申請の利用には事前準備が必要です。また、申請手続は「e-Gov（イーガブ）」のホームページからご利用いただけます。

詳しくは、それぞれ [e-Gov 事前準備](#) 検索 及び [e-Gov](#) 検索 を検索の上ご確認ください。

お問い合わせ先

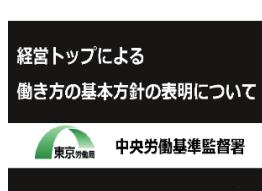
- 【事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先】
 ○ Web : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>
 ○ 電話番号：050-3786-2225
 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

【各届出などに関するお問い合わせ先】
 労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

東京労働局 YouTube公式チャンネル のご案内

中央労働基準監督署では、東京労働局YouTube公式チャンネル内に、「WEB講習会」として労働基準・安全衛生等に関する動画を掲載しております。

こちらの動画では、「経営トップによる働き方の基本方針の表明」、「36協定を締結する際の労働者の過半数代表者等について」、「事業場におけるメンタルヘルス対策」など、労務や安全衛生などに関する様々なテーマを分かりやすく解説しておりますので、是非ご視聴いただき、皆様の職場でご活用ください。



中央労働基準監督署
「WEB 講習会」QRコード



事務局からのお知らせ

2022年度 年度更新

書類提出の期限は**4月25日(月)必着となります！！**

～提出期限を**厳守**してください。～

※社労士会員は、担当事業所の確認資料を早めに点検し、スムーズな年度更新の事務処理を行ってください。事業主会員の皆様のご協力を何卒宜しくお願ひいたします。

☆第3期労働保険料の納入について

2021年度第3期労働保険料の納入は、「労働保険料口座振替のお知らせ」または「振込依頼書」を事業主会員様宛に2022年1月7日(金)前後に発送いたします。振込の場合、指定された納期までに振込をお願いいたします。

◎第3期労働保険料 口座引落日 2022年 1月31日(月)

☆口座引落金融機関の変更、新規登録について

口座引落金融機関の変更、または新規登録を希望される場合は、「口座振替依頼書」の提出が必要です。

2022年度第1期保険料引落で変更または新規登録をご希望の場合は、2022年5月20日(金)までに金融機関の確認印のある、「口座振替依頼書」を事務局必着でご提出ください。

なお、「ゆうちょ銀行」をご利用の場合は、事務局が契約者番号を記載した「自動払込申込書（専用用紙）を」ゆうちょ銀行へ提出していただく必要がありますので、早めの対応をお願いします。5月20日(金)を過ぎますと、2022年度第2期からの変更・登録となりますのでご了解ください。

また、郵送物の宛名・送付先変更も同様の取扱いとなりますので、お早めに「名称・所在地等変更届」等の書類提出をお願いします。

☆労働保険料口座引落のお勧め

労働保険料の納付につきましては、振込手数料のかからない口座引落をお勧めします。

☆年度更新は賃等作成システム(SR-SaaS)をご利用ください

特に用意するソフトや面倒な操作もなく専用IDとパスワードを入力するだけで委託先事業場が表示されます。

4月～3月の各月の人数・賃金総額などを入力すると、簡単きれいに「賃金等報告書」が作成でき、確定保険料も計算されます。

専用IDとパスワードはSRホームページからメールアドレスを登録して取得してください。

☆東京都の最低賃金が変更されております！

令和3年10月1日から地域別最低賃金額は下記となりました。

茨城県	879円	栃木県	882円
群馬県	865円	埼玉県	956円
千葉県	953円	東京都	<u>1,041円</u>
神奈川県	1,040円	山梨県	866円

編集後記

- ▶ 会員委員会では、毎年、会報「飛翔」の発行を年2回、レクリエーションの企画を年1回行つてきましたが、一昨年は新型コロナウィルスの影響で、会報は年1回の発行、レクリエーションは企画中止となってしまいました。昨年は、緊急事態宣言もありましたが、会報を年2回発行できました。今年は、会員の皆さんのが笑顔になれるようなレクリエーションを企画しようと委員会で話し合いを重ねています。楽しみにしていてください。
(折笠)
- ▶ コロナの猛威もひと段落した感がありますが、全てを総括するにはまだ早いと思いつつ、学ぶ機会の拡大など、よい面もあったと振り返っています。SRや東京会等が主催する研修会はもちろん、昨年、思いがけず地方で開催された勉強会へオンライン参加し、今も定期的に全国各地から集まつたメンバーと勉強を続けるなど、オンライン上の交流はプラスの副産物でした。この状況が落ち着いても、新しい日常として継続していきたいと思います。
(永田)

担当副会長／吉野美奈子

会員委員会／安田恵子、飯塚加壽子、折笠絆子、近藤雅幸、永田幸江、松山正光、安川裕

◆表紙の題字は、初代会長、柏木高美氏の筆によるものです◆